

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外 の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外 の者の参加者数
01	令和3年04月01日	令和3年度「エコ学区」ステップアップ事業に係る学習会等支援業務	20,400,000	環境政策局 地球温暖化対策室	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	無
02	令和3年04月01日	令和3年度子どもエコライフチャレンジ推進事業	15,019,840	環境政策局 地球温暖化対策室	特定非営利活動法人気候ネットワーク	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	無
03	令和3年04月01日	令和3年度省エネ行動促進プログラム実施業務	9,845,000	環境政策局 地球温暖化対策室	特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	無
04	令和3年04月01日	令和3年度京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金の申請に関する業務	10,018,360	環境政策局 地球温暖化対策室	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
05	令和3年05月06日	令和3年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務	13,695,275	環境政策局 地球温暖化対策室	中外テクノス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	無
06	令和3年07月29日	令和3年度市有施設照明設備LED化実施可能性調査業務	5,500,000	環境政策局 地球温暖化対策室	株式会社日建設計総合研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	無
07	令和3年08月16日	京都市生物多様性ポータルサイトの構築業務委託	6,998,112	環境政策局環境企画 部環境管理課	株式会社大洋堂	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	無
08	令和3年04月01日	市民・事業者とのパートナーシップによるごみ減量活動事業	27,400,000	環境政策局循環型社会 推進部資源循環推進課	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
09	令和3年05月11日	プラスチック製品の分別回収に向けた社会実験に係る調査分析業務委託	8,991,400	環境政策局循環型社会 推進部資源循環推進課	株式会社地域計画建築研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	無
10	令和3年04月01日	し尿収集及び運搬業務委託	予定 総額 280,594,512	環境政策局循環型社会 推進部まち美化推進課	京和産業株式会社, 有限会社大成 浄美社, 大同興業株式会社, 有限会社和田産業, 有限会社共 栄産業, 日進浄化槽センター株 式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
11	令和3年04月01日	し尿前処理施設保守管理業務委託	6,793,600	環境政策局循環型社会 推進部まち美化推進課	三菱化工機アドバンス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
12	令和3年04月01日	リユースびん等の拠点回収に係る業務委託	14,865,140	環境政策局循環型社会 推進部まち美化推進課	京都硝子壺間屋協同組合	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
13	令和3年04月01日	使用済み蛍光灯の処理・処分等業務	予定 総額 5,948,250	環境政策局循環型社会 推進部まち美化推進課	野村興産株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
14	令和3年04月01日	令和3年度京都市南部資源リサイクルセンター管理運営業務委託	150,252,000	環境政策局適正処理 施設部施設管理課	社会福祉法人京都国際社会福祉 協力会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号	物品	無	
15	令和3年04月01日	令和3年度京都市横大路学園プラスチック製容器包装中間処理業務委託	予定 総額 68,039,730	環境政策局適正処理 施設部施設管理課	社会福祉法人京都国際社会福祉 協力会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号	物品	無	
16	令和3年04月01日	令和3年度混色カレット選別再資源化業務委託	9,278,280	環境政策局適正処理 施設部施設管理課	株式会社タカハン	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
17	令和3年04月01日	令和3年度一般廃棄物処分委託(南部クリーンセンター分)	予定 総額 134,431,000	環境政策局適正処理 施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備セン ター	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
18	令和3年04月01日	令和3年度一般廃棄物処分委託(東北部クリーンセンター分)	予定 総額 106,656,000	環境政策局適正処理 施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備セン ター	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
19	令和3年04月01日	令和3年度一般廃棄物処分委託(北部クリーンセンター分)	予定 総額 116,655,000	環境政策局適正処理 施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備セン ター	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
20	令和3年04月01日	令和3年度京都市北部クリーンセンター関連施設管理運営業務委託	16,864,000	環境政策局適正処理 施設部施設管理課	京都市北部クリーンセンター関 連施設プール管理運営協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
21	令和3年07月28日	北部クリーンセンターに係る周辺住民健康調査委託	11,850,476	環境政策局適正処理施設部施設管理課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	物品	無	
22	令和3年04月01日	令和3年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その1）	31,900,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	JFEエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
23	令和3年07月30日	令和3年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その2）	63,690,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	JFEエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
24	令和3年04月01日	令和3年度京都市北部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その1）	32,340,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	クボタ環境サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
25	令和3年04月01日	令和3年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託（その1）	8,250,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	極東開発工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
26	令和3年09月30日	令和3年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託（その2）	8,360,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	極東開発工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
27	令和3年04月01日	令和3年度京都市西部圧縮梱包施設プラント設備保守管理委託（その1）	18,535,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	株式会社タクマ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
28	令和3年09月30日	令和3年度京都市西部圧縮梱包施設プラント設備保守管理委託（その2）	12,925,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	株式会社タクマ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
29	令和3年04月01日	令和3年度塩化水素濃度等連続分析計保守管理委託	11,396,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	京都電子工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
30	令和3年08月02日	京都市北部クリーンセンター及び北部資源リサイクルセンター整備工事 ただし、火災検知装置整備工事	74,800,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	クボタ環境サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	無	
31	令和3年04月01日	令和3年度大気汚染防止法に基づくクリーンセンター排ガス調査委託	10,871,300	環境政策局適正処理施設部施設整備課	東レテクノ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品	無	
32	令和3年04月01日	京都市南部クリーンセンター第一工場ごみ焼却炉設備閉鎖業務委託	73,150,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	JFEエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
33	令和3年04月01日	令和3年度京都市南部クリーンセンター第二工場プラント設備保守管理委託（その1）	45,001,000	環境政策局南部クリーンセンター工場課	日立造船株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
34	令和3年04月01日	令和3年度京都市廃食用油燃料化施設プラント設備保守管理委託	15,950,000	環境政策局南部クリーンセンター工場課	日立造船株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
35	令和3年07月30日	令和3年度京都市南部クリーンセンタープラント設備保守管理委託（その2）	232,100,000	環境政策局南部クリーンセンター工場課	日立造船株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
36	令和3年04月01日	令和3年度東北部クリーンセンター計量データ処理装置及び料金徴収システム保守管理委託	12,650,000	環境政策局東北部クリーンセンター	株式会社アセック	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
37	令和3年04月01日	令和3年度京都市東北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託（その1）	30,800,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
38	令和3年04月01日	令和3年度京都市東北部クリーンセンター粗大ごみ破砕設備保守管理委託（その1）	9,460,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
39	令和3年05月31日	令和3年度京都市東北部クリーンセンター計装設備点検整備委託	14,300,000	環境政策局東北部クリーンセンター	島津システムソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
40	令和3年06月17日	令和3年度京都市東北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託	5,500,000	環境政策局東北部クリーンセンター	株式会社堀場テクノサービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	
41	令和3年06月18日	令和3年度京都市東北部クリーンセンター燃焼設備他整備委託	71,940,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以 外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以 外の者の参加者数
42	令和3年度京都市東北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託(その2)	77,880,000	環境政策局 東北部クリーンセン ター	川崎重工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		
43	令和3年度京都市東北部クリーンセンター粗大ごみ破砕設備保守管理委託(その2)	5,929,000	環境政策局 東北部クリーンセン ター	川崎重工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		
44	令和3年度京都市北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託(その1)	267,300,000	環境政策局 北部クリーンセン ター	クボタ環境サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		
45	令和3年度京都市北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託	9,540,256	環境政策局 北部クリーンセン ター	株式会社島津アクセス	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		
46	令和3年度京都市北部クリーンセンターDCS設備点検整備委託	6,204,000	環境政策局 北部クリーンセン ター	島津システムソリューションズ 株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		
47	令和3年度京都市北部クリーンセンター2号ろ過式集じん器点検整備委託	6,600,000	環境政策局 北部クリーンセン ター	クボタ環境サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		
48	令和3年度京都市北部クリーンセンター灰クレーン用油圧バケット点検整備委託	12,870,000	環境政策局 北部クリーンセン ター	株式会社福島製作所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		
49	令和3年度京都市東部山間埋立処分地 車両管理システム保守管理委託	8,800,000	環境政策局埋立事業 管理事務所	シンワシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度「エコ学区」ステップアップ事業に係る学習会等支援業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草池ノ内町13番地
公益財団法人京都市環境保全活動推進協会
- 6 契約金額（税込み）
20,400,000円
- 7 契約内容
学区が実施するエコ活動に関する学習会やプログラムの支援等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務については、地域ぐるみで地球温暖化について学び、その知識を地域活動に反映させることが必要である。そこで、①地球温暖化をはじめとする環境問題全般に精通していること、②地域活動に関わる業務の経験が豊富であること、③多様なエコ活動に関する講師又は団体の派遣が可能であること等が求められ、主として価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要がある。そのため、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(4)」に該当することから、競争（プロポーザル）を行ったうえで、随意契約する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務の案件については、令和3年3月9日（火）から令和3年3月19日（金）までの期間に公告を行い、期日までに公益財団法人京都市環境保全活動推進協会から参加申込みがあった。（参加申込みは1者のみ。）
令和3年3月23日（火）に、令和3年度「エコ学区」ステップアップ事業に係る学習会等支援業務受託候補者選定委員会を開催し、選定要項第6条に基づき、企画提案書に係る標記業

務受託候補者選定プロポーザルヒアリングによって評価を行い，選定要綱第7条に基づき，公益財団法人京都市環境保全活動推進協会を受託候補者として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度こどもエコライフチャレンジ推進事業
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区帯屋町574番地
特定非営利活動法人気候ネットワーク
- 6 契約金額（税込み）
15,019,840円
- 7 契約内容
 - (1) 冊子「こどもエコライフチャレンジ」の作成
 - (2) 学習用動画コンテンツの作成
 - (3) 冊子の配送
 - (4) エコライフ診断書の作成
 - (5) 診断書の内容確認
 - (6) 診断書の配送
 - (7) 小学校への対応
 - (8) 運営会議の開催
 - (9) 実施報告書等の作成
 - (10) 私立小学校への対応

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市では、次代を担う子ども達に対する地球温暖化問題に関する啓発活動として、本事業を平成17年から継続実施している。

本事業は、全市立小学校等で、教員が実施する環境学習の授業において、冊子「子どもエコライフチャレンジ」を用い、効果的な環境学習を行い、対象児童たちが、2～3週間程度の一定期間、同冊子を活用し、日常生活における地球温暖化問題について、自ら考え、体験することを通じて、家庭でのエコライフの実践継続を図ろうとするものである。

したがって、本事業の実施、運営に当たっては、社会における市民生活に伴う二酸化炭素排出量の現状や、その減少のための対策について、各種専門的な知見を有し、冊子「こどもエコライフチ

チャレンジ」の作成，配送，取組結果の集計・解析に必要な能力，経験，機器を有していることが必要不可欠な条件である。

更に，全市立小学校等及び京都市教育委員会指導部学校指導課との連絡，調整等が必要で，人的ネットワークとこれらを後方支援できる組織体制が整っていることも不可欠な条件となる。

以上のとおり，本事業遂行のための事業者選定に当たっては，各条件等を問題なく受け入れることができ，また，環境学習という特殊性に鑑みると，同学習に関する熟成したノウハウが必要であることから，価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し，プロポーザルを行ったうえで随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務の案件については，令和3年3月9日（火）から令和3年3月22日（月）まで募集を行い，指定期日までに特定非営利活動法人気候ネットワークの1者から参加申込みがあった。

提出された企画提案書について，令和3年3月25日（木）に「令和3年度こどもエコライフチャレンジ推進事業受託候補者選定委員会」を開催し，企画提案書及びヒアリングにより総合評価を行い，選定基準点を上回ったため，選定要項の第6条に基づき，特定非営利活動法人気候ネットワークを受託先として決定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度省エネ行動促進プログラム実施業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京内畑町4-1番3
特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議
- 6 契約金額（税込み）
9,845,000円
- 7 契約内容
 - (1) 家庭の省エネ診断に関する窓口業務
 - (2) 家庭の省エネ診断会の実施
 - (3) うちエコ診断士の派遣
 - (4) 診断士による各家庭に対する提案方法の管理・監督
 - (5) 効果測定及びアフターフォローの実施
 - (6) 診断方法の運用改善及び診断士の研修
 - (7) 二酸化炭素削減効果の分析及び資料作成
 - (8) 周知
 - (9) 連絡・調整
 - (10) 報告
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務では、エコ学区等に対して「家庭の省エネ診断」を実施する必要がある。そこで、①「うちエコ診断」の実施機関であること、②本業務を実施可能な「うちエコ診断士」の人数が確保されていること、③地球温暖化問題や省エネ等に精通していること、④地域活動に関わる業務の経験が豊富であることが求められ、主として価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要がある。

そのため、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(4)」に該当し、競争入札に適さないことから、競争（プロポーザル）を行ったうえで、相手方との随意契約とする。
- 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務の案件については、令和3年2月26日（金）から令和3年3月12日（金）までの期間に公告を行い、期日までに特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議から参加申込みがあった。

提出された企画提案書について、令和3年3月17日（水）に「令和3年度省エネ行動促進プログラム事業に係る業務受託候補者選定プロポーザルヒアリング」を開催し、企画提案書及びヒアリングにより総合評価を行い、特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議を受託先として決定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金の申請に関する業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）
10,018,360円
- 7 契約内容
 - (1) 補助金の説明及び相談への対応
 - (2) 創エネ・省エネ設備に関する問合せへの対応
 - (3) 申請の受付
 - (4) その他の書類の受付
 - (5) 申請書類等の確認
 - (6) 申請者等への注意喚起
 - (7) 確認後の申請書類等の送付
 - (8) 予算執行状況の報告
 - (9) 補助金等の普及啓発
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

委託業務を効率的かつ効果的に実施するため、委託先に必要な能力及び条件は、次のとおりである。

 - (1) 補助制度の受付窓口として、申請書の確認や事前相談への対応等の豊富な実績を有していること
 - (2) 相談を行う機関として公的信用力を有していること
 - (3) 連携が必要な他の補助事業である省エネリフォーム支援制度及び耐震改修支援制度と窓口を統一できること

以上の条件等を満たす者は一者しかなく、地方自治法第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」のうち、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」

2-(1)-ウに該当するため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和3年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務

2 担当所属名

環境政策局地球温暖化対策室

3 契約締結日

令和3年5月6日

4 履行期間

令和3年5月6日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

中外テクノス株式会社関西支社（大阪市淀川区西中島7丁目1-5）

6 契約金額（税込み）

13,695,275円

7 契約内容

令和2年度実績の報告書及び新たに特定事業者となった事業者の計画書について、内容の確認及び作成の支援を行い取りまとめるとともに、オンライン講習会の開催やオンライン調査等を通じて、温室効果ガスの排出量削減を促進するための情報提供、指導、助言等を講じ、特定事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量削減を推進すること。

また、次期計画期間（第五計画期間）に向けて、再生エネルギーの評価やシステム、内容等を全面的に見直し、シンプルで効果的な制度となるよう検討を行うこと。

令和4年度から実施される準特定事業者（約1,700者）を対象とした準特定事業者対策の「エネルギー消費量等報告制度」に係る様式・制度手引の策定、報告内容の分析とフィードバック内容の検討、集計データベースの構築、オンライン制度説明会を実施すること。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、事業者排出量削減計画書制度等の効率的な推進を図るために実施するものであり、その実施には、エネルギー分野について専門的な技術及び能力を十分に持つ事業者のノウハウを活用する必要があり、主として価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要があるため、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(4)」に該当し、競争入札に適さないことから、競争（プロポーザル）を行ったうえで、随意契約する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務の案件については、令和3年4月1日（木）から令和3年4月15日（木）までの期間に公告を行い、期日までに中外テクノス株式会社関西支社から参加申込みがあった。（参加申込みは1

者のみ。)

令和3年4月20日(火)に、令和3年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務受託候補者選定委員会を開催し、選定要項第5条に基づき、受託提案書に係る標記業務受託候補者選定プログラムヒアリングによって評価を行い、中外テクノス株式会社関西支社を受託候補者として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度市有施設照明設備LED化実施可能性調査業務
- 2 担当所属名
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日
令和3年7月29日
- 4 履行期間
令和3年7月29日から令和3年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区今橋四丁目3番18号
株式会社日建設計総合研究所
- 6 契約金額（税込み）
5,500,000円
- 7 契約内容
京都市が令和4年度以降、市長部局所管施設のLED化を順次実施するにあたり、照明設備LED化の各種整備手法を比較検討し、最も経済的かつ効率的に実施する手法を選定することが重要である。
また、多数に上る本市施設の照明設備LED化を計画的に実施する必要がある。このため、市長部局所管施設を対象にした現状調査及び実施可能性調査の実施及び事業化手法の検討、令和4年度以降の市長部局所管施設のLED化事業全体計画の作成を委託するものである。
（委託内容）
 - (1) 事業手法の基礎検討
 - (2) 事業費等の算出
 - (3) 今後の市長部局所管施設のLED化の実施スケジュールの検討・提案
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務で実施する調査は、事業者の経験、能力、ノウハウ、提案力等を有効に活用し、選定基準として価格のみでなく、これまでの同様の業務の実績、業務に対する理解、実施手法の妥当性を総合的に評価する必要があるため、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(4)」に該当し、競争入札に適さないことから、競争（プロポーザル）を行ったうえで、随意契約する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務の案件については、令和3年6月18日（金）から令和3年7月2日（金）までの期間に公告を行い、期日までに株式会社日建設計総合研究所大阪オフィスから参加申込みがあった。（参加

申込みは1者のみ。)

令和3年7月8日(木)に、令和3年度市有施設照明設備LED化実施可能性調査業務受託候補者選定委員会を開催し、選定要項第6条に基づき、受託提案書に係る標記業務受託候補者選定プロポーザルヒアリングによって評価を行い、株式会社日建設計総合研究所大阪オフィスを受託候補者として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市生物多様性ポータルサイトの構築業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局環境企画部環境管理課
- 3 契約締結日
令和3年8月16日
- 4 履行期間
契約締結日から令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西院上花田町4番地
株式会社太洋堂
- 6 契約金額（税込み）
6,998,112円
- 7 契約内容
令和3年3月に策定した「京都市生物多様性プラン（2021～2030）」に基づき、生物多様性に係るポータルサイトを新たに構築する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ポータルサイトのデザイン、サイト構造、機能等は、契約相手の専門的な技術力・企画力等により大きく異なり、価格以外の要素について比較したうえで、契約相手を選定することが不可欠である。そのため、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2（4）」に該当し、競争入札に適さないことから、公募型プロポーザル方式による随意契約とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和3年6月17日、京都市生物多様性ポータルサイトの構築業務受託候補者選定委員会を開催し、応募のあった事業者より、新サイトの構築にかかる企画提案書に基づいたプレゼンテーションを受けた。当該選定委員会において、デザイン性、機能性、セキュリティ対策、実施体制、業務実績、見積金額、市内貢献及び環境マネジメントシステムの各項目について、審査を行った結果、審査点が最も高かった株式会社太洋堂を受託者として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市民・事業者とのパートナーシップによるごみ減量活動事業
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草池ノ内町13
公益財団法人京都市環境保全活動推進協会
- 6 契約金額（税込み）
27,400,000円
- 7 契約内容
 - (1) 2R型ライフスタイルへの転換に向けた事業
 - (2) リサイクルの確実な推進に関する事業
 - (3) 地域ごみ減量推進会議の活性化に関する事業
 - (4) 取組の集約及び最新の知見の収集・発信に関する事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、本市のごみ減量の取組を推進し、循環型社会の構築を図るため、ごみ減量の普及啓発及び実践活動並びに地域におけるごみ減量活動を支援するものである。本業務の実施主体には、ごみ減量活動に関する専門的な知識やノウハウを有するとともに、京都商工会議所・京都工業会・京都府中小企業団体中央会などの事業者団体や、豊富な経験を有するNPO等の民間団体、ごみ減量に対する専門的な知識を有する立場から助言できる学識経験者、何より、コミュニティ回収や落ち葉の堆肥化といった各地域でごみ減量に関する自主的な活動を実践している地域ごみ減量推進会議（各学区を基本単位として全市に206団体（222学区中199学区）設立されている団体）といった、多様で幅広い主体の取組への参画を促す能力を有することが求められる。

このことから、これまでは多様な主体が参画するネットワーク組織として平成8年11月に設立された京都市ごみ減量推進会議（以下「ごみ減」という。）に補助金を交付し、事業を実施してきたが、ごみ減は、平成31年4月1日付けで公益財団法人京都市環境保全活動推進協会（以下「協会」という。）に統合され、その機能や実施事業は協会が引き続き実施することとなった。

以上のことから、本事業の趣旨を的確にとらえ、効果的に推進することが可能なのは、これまで本事業を実施してきたごみ減の機能・事業等を引き継ぐ協会のほかにないため、協会との随意

契約を行うもの。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
プラスチック製品の分別回収に向けた社会実験に係る調査分析業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課
- 3 契約締結日
令和3年5月11日
- 4 履行期間
令和3年5月11日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通り高倉西入ル立売西町82番地
株式会社地域計画建築研究所
- 6 契約金額（税込み）
8,991,400円
- 7 契約内容
プラスチック製品の分別回収の円滑な実施に向けた検証を行うことを目的とした社会実験において、事前準備業務及び組成調査等を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、受託者の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により、組成調査の解析、最適な分別回収方法の導き方及び将来推計に顕著な差異が現れるものである。
受託者は、国の動向を把握しており、自治体等において組成調査実施及び一般廃棄物処理計画策定等業務の経験が十分で、業務の内容や流れを的確に把握し、迅速に対応できる能力を有する業者である必要がある。
これらのことから、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があるため、プロポーザル方式により必要な能力、実績等を備えた業者を選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
し尿収集及び運搬業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽角田町89番地
京和産業株式会社

京都市南区吉祥院新田二ノ段町58番地の2
有限会社大成浄美社

京都市西京区桂上野中町249番地
大同興業株式会社

京都市南区上鳥羽川端町21番地の1
有限会社和田産業

京都市南区上鳥羽南鉾立町48番地
有限会社共栄産業

京都府亀岡市安町大池11番地
日進浄化槽センター株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）280,594,512円
- 7 契約内容
本市の市域内のくみ取り便所において発生するし尿を収集し、し尿前処理施設に運搬する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を含む一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条において、受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を

有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることを求めている。

上記の要件を満たし、かつ、本市市域内の地理的条件等に精通し、長年の経験に基づく信用、技術により、円滑に業務を実施する能力を有する業者は、上記契約先である6業者のみであるため、本業務について随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
し尿前処理施設保守管理業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区今橋2丁目5番8号
三菱化工機アドバンス株式会社 大阪支店
- 6 契約金額（税込み）
6,793,600円
- 7 契約内容
し尿前処理施設の点検整備を行い、機能を損なうことなく正常に稼働させるために、経常の整備及び保守点検を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
し尿前処理施設は、三菱化工機株式会社の独自技術による設備の他、同社の設計及び設計思想を基にした指示に基づき、他社が製作した設備等を使用している。これら一連の設備全体をソフトウェアにより制御し、各設備が密接に連携しながら、施設全体が最適な稼働状態となることで、し尿等を最適な状態で下水道に放流するために必要な性能を発揮している。
したがって、本業務のためには、個々の機器の構造及び詳細な技術情報だけではなく、各設備において必要な同社の独自技術及び施設全体の構造及び関連性を把握していることが必要である。
本業務において必要な施設の詳細な技術情報は、他社には公開されておらず、詳細な情報を有する者は本設備のプラントメーカーである三菱化工機株式会社以外に存在しないが、三菱化工機株式会社が設置したプラント設備に係る維持管理、メンテナンス及びアフターサービスに係る業務については、それらを専門とした同社の子会社である三菱化工機アドバンス株式会社が担当しており、本業務を履行できる者は同社に限定されるため、同社との間に随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
リユースびん等の拠点回収に係る業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区島津町152番地
京都硝子壺問屋協同組合
- 6 契約金額（税込み）
14,865,140円
- 7 契約内容
リユースびん等の回収、洗浄を行いリユースびん市場に循環させる。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
リユースびん（リターナブルびん）拠点回収事業は、京都市内全域において、リユースびんの利用及び回収、再使用を促進することを目的としている。そのため、当該業務の遂行には、リユースびんの回収から出荷までを一貫して実施できる体制、多種多様なリユースびんとワンウェイびんの選別についての専門知識、及びリユースびんを洗浄する技術を必要とするとともに、リユースびんを確実にリユースできる酒造メーカーへの販路を確保していることが必須である。当該能力を有するのは、国内では専門の洗びん業者のみであり、全国びん商連合会によりエリアごとの洗びん業者が決まっていることから、京都エリアにおける洗びん業者は京都市硝子壺問屋協同組合のみである。
このため、「性質及び目的が競争入札に適しないもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）」に該当することから、京都市硝子壺問屋協同組合と随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
使用済み蛍光管の処理・処分等業務
- 2 担当所属名
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区高麗橋2丁目1番地2号
野村興産株式会社 関西営業所
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）5,948,250円
- 7 契約内容
「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画」（以下「処理計画」という。）に基づき、蛍光管の安全で適正な処理・処分を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「水銀に関する水俣条約」の採択や、自治体に水銀含有製品の適正な処理の努力義務を課した「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の公布など、近年、水銀含有製品の安全で・適正な処理の推進が求められている。
こうした背景の下、公益社団法人全国都市清掃会議（以下「全都清」という。）と厚生省（当時）が、安全で適正な蛍光管の処理を担保するため、「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画」（以下「処理計画」という。）を策定しており、本市においても、更に適切な処理を行うため、全都清の「処理計画」に基づき蛍光管の処理・処分等を行うこととした。
「処理計画」では各業務を行う委託業者があらかじめ指定されており、処理・処分については、野村興産株式会社が実施することとされているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインの2-2-（1）-ウに基づき、同社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市南部資源リサイクルセンター管理運営業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区桃山町本多上野84
社会福祉法人京都国際社会福祉協力会
- 6 契約金額（税込み）
150,252,000円
- 7 契約内容
京都市南部資源リサイクルセンターの管理運営業務（施設の管理運営及び資源物の選別処理）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市の公の施設である横大路福祉工場について、平成11年度から、南部資源リサイクルセンターとしてリサイクル業務を実施している。
この横大路福祉工場は、社会福祉法人京都国際社会福祉協力会が平成29年4月1日から令和4年3月31日まで、障害者の就労訓練に対する支援業務の指定管理者となっており、南部資源リサイクルセンターの資源ごみの選別及び中間処理業務についてはその指定管理業務の範囲外ではあるが、障害者に就労訓練する場を提供することになり、同協力会に委託することは効果的かつ効率的である。
さらに、同協力会はこれまでからも本市から委託を受けて南部資源リサイクルセンターを運営してきた実績と豊富な経験を蓄積しており、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設にも該当する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 3 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市横大路学園プラスチック製容器包装中間処理業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区桃山町本多上野84
社会福祉法人京都国際社会福祉協力会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）68,039,730円
内訳 処理量 : 3,100 t
委託単価 : 21,948.3円/t
- 7 契約内容
プラスチック製容器包装の中間処理及び処理過程に発生する異物の搬送
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市の公の施設である京都市横大路学園では、平成19年度から、本市が収集したプラスチック製容器包装の選別及び中間処理を行っている。
京都市横大路学園は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、社会福祉法人京都国際社会福祉協力会を平成29年4月1日から令和4年3月31日の間、障害者の就労訓練に対する支援業務の指定管理者に指定しており、横大路学園のプラスチック製容器包装の選別及び中間処理業務についても、指定管理業務外ではあるが、障害者に就労訓練する場を提供することになり、同協力会に委託することは効果的かつ効率的である。
さらに、同協力会はかねてから本市からの委託を受けて横大路学園を運営してきた実績と豊富な経験を蓄積しており、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設にも該当する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 3 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度混色カレット選別再資源化業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市城東区中浜2丁目11番11号
株式会社タカハシ
- 6 契約金額（税込み）
9,278,280円
- 7 契約内容
京都市北部資源リサイクルセンター及び京都市南部資源リサイクルセンターにおいて、缶・びん・ペットボトルを選別する際に発生する混色カレット（「混色カレット」とは、上記施設のガラスびん選別ラインにおいて色選別できなかった、おおむね大きさ10mm前後の色混合のガラス片及び不純物等である。）の中から、ガラスびんの原料として資源化できるものを選別する再資源化業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
混色カレットは、売却や公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への引渡しが出来ないものであるため、通常は埋め立て処理するが、埋立処分地の延命化のために再資源化を行う必要がある。
（株）タカハシは、選別不適物である混色カレットをさらに各色（白色、茶色、その他色）に色選別し、ガラスびんの方法へ再資源化する独自処理システムを有しており、当該処理システムが他社へ開示されていないことから、本業務を履行できる唯一の相手方である。
なお、混色カレットの再資源化にあたっては、ガラスびんの方法への再資源化以外にアスファルト舗装の再生骨材への再資源化という従来手法もあるが、再生骨材は需要が少なく、製造コストが高いため、本業務によるガラスびんの方法への再資源化の方が著しく安価で契約することが可能である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度一般廃棄物処分委託（南部クリーンセンター分）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島二丁目2番2号
大阪湾広域臨海環境整備センター
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）134,431,000円
- 7 契約内容
南部クリーンセンターから発生する焼却残滓の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿2府4県から発生するごみ等を受入れている。
本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していかなければならない。そのためには焼却残滓の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。
このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度一般廃棄物処分委託（東北部クリーンセンター分）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島二丁目2番2号
大阪湾広域臨海環境整備センター
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）106,656,000円
- 7 契約内容
東北部クリーンセンターから発生する焼却残滓の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿2府4県から発生するごみ等を受入れている。
本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していかなければならない。そのためには焼却残滓の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。
このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度一般廃棄物処分委託（北部クリーンセンター分）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島二丁目2番2号
大阪湾広域臨海環境整備センター
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）116,655,000円
- 7 契約内容
北部クリーンセンターから発生する焼却残滓の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿2府4県から発生するごみ等を受入れている。
本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していかなければならない。そのためには焼却残滓の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。
このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市北部クリーンセンター関連施設管理運営業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区梅ヶ畑向ノ地町27番地の1
京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会
- 6 契約金額（税込み）
16,864,000円
- 7 契約内容
京都市北部クリーンセンター関連施設の管理，必要経費（共用部分に係る電気，水道料金，電話使用料，テレビ受信料等）の支払，その他センターの円滑な運営を推進するために必要な業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市北部クリーンセンター関連施設（以下「関連施設」という。）は，北部クリーンセンターの建替えに際し，地元便益を目的として建設された施設である。関連施設には，やまごえ温水プールに加え，グラウンドや会議室が設置され，地元住民など多くの利用を得ている。
京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会（以下「協会」という。）は，関連施設の温水プールの管理運営のために設立された団体で，本市環境政策局適正処理施設部長等が理事を務める。
本件委託業務は，温水プールの管理運営をはじめ，グラウンドや会議室の貸出業務，更には，公共料金の支払い等，地元便益施設としての関連施設全体の管理運営業務である。
関連施設は，その建設経緯から，地元地域住民を中心とした利用形態となっており，運営委託先の経営努力により，経済的メリットを見出せる余地は極めて少なく，更には地元便益施設の円滑な運営という行政目的を達成するためには，周辺地域住民との関係上，一定の行政関与が必要である。
本件について入札を行った場合，委託先が変わることを前提とせざるを得ず，落札業者が地元住民との信頼協力関係を安定して築くことが困難となった場合，関連施設の運営のみならず北部クリーンセンターの運営についても地元の十分な協力と理解を得られなくなる。
以上の理由から，本件は競争入札における契約にはなじまず，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により，契約の相手方として協会を選定する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
北部クリーンセンターに係る周辺住民健康調査委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日
令和3年7月28日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東柵尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
11,850,476円
- 7 契約内容
協定書に基づく北部クリーンセンター周辺住民の健康調査の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
 - (1) 健康調査については、公平・公正な立場から、医学的判断を行い、医学的見地から調査・分析能力を有する機関に委託する必要がある。
 - (2) 健康調査の対象となる住民は、北部クリーンセンターの稼働が、自らの健康に影響を与えていないことを住民が信頼できる機関によって客観的に立証されることを強く望んでいる。また、一般の検診機関や医療機関は営利目的であって、そのような機関は市の意向に沿った結果を導き出す可能性があり調査結果の信憑性には疑念があるとの考えを持っている。そのため、住民の理解と協力を得るといった目的を達成するためには、住民が信頼できると考えている機関によって調査を実施しなければならない。
 - (3) 健康調査については、5年ごとに調査を実施し、前回調査との比較検証を行いクリーンセンターによる健康への被害が無いことを住民に示す必要がある。よって、前回（平成28年度）に実施した際の受診者の診療結果情報を有している機関に委託する必要がある。
以上から、競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

10 契約の相手方の選定理由

- (1) 一般社団法人京都府医師会（以下「府医師会」という。）は、本事業に必要な調査・分析能力を有している。さらに、府医師会に委託した場合は、健康調査に向けて調査内容等を検討するための環境保全対策委員会が新たに医師会内に設置されることとなるが、この段階から地区医師会より複数の地元医師が参画するため、地元状況を把握した上での分析が可能である。
- (2) 複数の地元医師が参画することで、特定の医療機関、医師に偏ることのない、より公平・公正な立場での調査結果が望めるとともに、周辺住民のかかりつけの医者が健康調査に関わることとなるため、住民からの信頼を得ることが可能であると考えられる。

さらに、過去の調査の実績があり、対象住民を網羅する自治連合会等の地元団体からの信頼も得ている。

- (3) 前回の健康調査は府医師会が実施しており、健康調査に必要な受診者の診療結果情報は府医師会しか有していない。また、必要な知識等（前回調査の結果等）は受診者の個人情報であり、他の者が取得することは極めて困難である。現に必要な知識等を有していない者では、前回調査との比較検証が出来ないため、5年ごとに調査を実施し、前回調査との比較検証を行いクリーンセンターによる健康への被害が無いことを住民に示すという本調査の目的を達成することが出来ない。

以上のことから、本健康調査を実施するに当たり必要な情報及び調査分析能力を有し、かつ住民からの信頼を得ることのできる機関は、府医師会をおいて他にないため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和3年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号
J F Eエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
31,900,000円
- 7 契約内容
南部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトルを受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。

本施設の各設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、風力比重差選別機、びん色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置等といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理を行うことが不可能である。再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、

プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できない。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーであるJFEエンジニアリング株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和3年7月30日
- 4 履行期間
令和2年8月1日から令和3年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号
JFEエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
63,690,000円
- 7 契約内容
南部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトルを受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。

本施設の各設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、風力比重差選別機、びん色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置等といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理を行うことが不可能である。再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、

プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定される。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーであるJFEエンジニアリング㈱と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市北部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和3年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境サービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
32,340,000円
- 7 契約内容
北部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトルを受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。

本施設の各設備は、プラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋・除袋機、風力比重選別機、びんカレット色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカー独自技術が必要となる。また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基き、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理を行うことが不可能である。再資源化施設においては、プラ

ントメーカー自ら開発した独自技術の他、プラントメーカーの設計及び設計思想の下にプラントメーカーの指示に基き、他者が作成した設備等を使用したうえで、これら一連の設備をプラントメーカーが開発したソフトウェアで制御し、必要な性能を発揮している。従って、再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定される。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーであるクボタ環境サービス株式会社と随意契約を締結している。

なお、建設したプラントメーカーである株式会社クボタは、平成22年4月1日にリサイクル関連機器、施設の設計・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境サービス株式会社へ事業移管したため、本委託業務はクボタ環境サービス株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和3年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号
極東開発工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,250,000円
- 7 契約内容
横大路学園プラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック製容器包装を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設である。

本施設は、缶・びん・ペットボトルを中間処理していた横大路学園の工場棟を再整備して使用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらメーカー特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

また、横大路学園は知的障害者の授産施設であり、各設備の運用上の安全対策には万全を期す必要がある。

これらのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。本委託業務において必要な設備及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、再整備したプラントメーカー以外にプラント設備に関する詳細な情報を有する者がいないため、契約の相手方が特定されている。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである極東開発工業株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和3年9月30日
- 4 履行期間
令和3年10月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号
極東開発工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,360,000円
- 7 契約内容
横大路学園プラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック製容器包装を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設である。

本施設は、缶・びん・ペットボトルを中間処理していた横大路学園の工場棟を再整備して使用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらメーカー特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

また、横大路学園は知的障害者の授産施設であり、各設備の運用上の安全対策には万全を期す必要がある。

これらのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。本委託業務において必要な設備及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、再整備したプラントメーカー以外にプラント設備に関する詳細な情報を有する者がいないため、契約の相手方が特定されている。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである極東開発工業株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市西部圧縮梱包施設プラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和3年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号
株式会社タクマ
- 6 契約金額（税込み）
18,535,000円
- 7 契約内容
西部圧縮梱包施設プラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック製容器包装を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設である。

本施設は、旧西部クリーンセンターの建屋を再利用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらメーカーの特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

これらのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、プラントメーカーの独自技術が必要となる。

また、本委託業者において必要な設備に関する詳細な技術情報は他社には公開されておらず、本施設を建設したプラントメーカー以外にプラント設備に関する詳細な情報を有する者がいないため、契約の相手方が特定されている。本委託業務において必要な設備及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、再整備したプラントメーカー以外にプラント設備に関する詳細な情報を有する者がいないため、契約の相手方が特定されている。

前述の理由により、該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである株式会社タクマと随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市西部圧縮梱包施設プラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和3年9月30日
- 4 履行期間
令和3年10月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号
株式会社タクマ
- 6 契約金額（税込み）
12,925,000円
- 7 契約内容
西部圧縮梱包施設プラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック製容器包装を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設である。

本施設は、旧西部クリーンセンターの建屋を再利用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらメーカーの特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

これらのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、プラントメーカーの独自技術が必要となる。

また、本委託業者において必要な設備に関する詳細な技術情報は他社には公開されておらず、本施設を建設したプラントメーカー以外にプラント設備に関する詳細な情報を有する者がいないため、契約の相手方が特定されている。本委託業務において必要な設備及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、再整備したプラントメーカー以外にプラント設備に関する詳細な情報を有する者がいないため、契約の相手方が特定されている。

前述の理由により、該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである株式会社タクマと随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度塩化水素濃度等連続分析計保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区大手前1-7-31
京都電子工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,396,000円
- 7 契約内容
各クリーンセンターにおいて、焼却炉の運転状況を監視するために設置している塩化水素濃度等連続分析計の性能維持を目的とし、機能を損なうことなく正常に稼働させるために必要な定期点検整備を主とした保守管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約の履行には、「機器の構造等に関する技術情報を有していること」、「各機器の演算プログラム等に関する技術情報を有していること」、「保守点検業務の適用範囲で軽微な修理が可能であること」が必要となる。「機器の構造等に関する技術情報」について、点検対象機器の機能について正確に把握し、機器の部品交換を行うためには、機器の内部構造についても正確な技術情報を有していなければならない。「各機器の演算プログラム等に関する技術情報」について、連続分析計の情報処理制御システムを構成する部分については、内蔵された演算プログラムによってデータが処理されており、その他のプラント各機器の分析データを取り込み、演算プログラムで適正処理し、制御されている。このようなシステム又は各機器全体において、非正常な状態にあると判断されるため原因を解析しようとするとき、又は不具合について修復作業を行おうとするときは、各演算プログラムの内容について詳細な情報を有していなければ相互間のデータの調整が実施できない。「保守点検業務の適用範囲」について、業務内容に軽微な修理を伴う作業を含んでいるため、保守点検に必要な技術情報を有することに加え、さらに軽微修理の手順、方法等に関する技術情報、交換のためのプログラム及び特殊部品の入手が可能であることが必要となる。また、各演算プログラムは、製造業者が独自技術を用いて製造したもので、機器の構造、プログラムの内容等の必要な技術情報は、製造業者である京都電子工業㈱のみが有しており、本市を含め他の者へは供与しておらず、ま

た、公開もしていない。さらに、交換に必要なプログラム及び特殊部品についても製造業者である京都電子工業㈱のみが有しており、他へは供与していない。よって、契約の履行に必要な技術情報を有する者が製造業者である京都電子工業㈱に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適しない。

前述の理由により、製造業者である京都電子工業㈱と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市北部クリーンセンター及び北部資源リサイクルセンター整備工事
ただし、火災検知装置整備工事
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和3年8月2日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和4年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境サービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
74,800,000円
- 7 契約内容
京都市北部クリーンセンター及び北部資源リサイクルセンターの受入供給設備である火災検知装置を整備するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
北部クリーンセンター及び北部資源リサイクルセンターは、株式会社クボタにより設計・施工されたごみ焼却施設及び缶・びん・ペットボトルの選別・リサイクル処理する施設である。当該施設は、株式会社クボタが独自に開発した技術やノウハウを駆使して設計・施工された総合プラントである。
本工事で整備するピット火災検知装置は、ピット内におけるごみの表面温度を赤外線放射温度計にて絶えず測定し、設定値を超えると火災警報を出力するとともに、火災発生位置に放水銃が自動的に照準を合わせて放水することにより、確実かつ早期に消火するための自動制御装置である。
ピット火災検知装置は本施設の専用設計であり、自動運転システムとも連携している。自動運転システムは、プラント製造業者独自のソフトウェアと制御プログラムによって動作しており、必要な機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されていない。
なお、ピット火災検知装置を含めたプラント設備のメーカー以外の者が施工した場合、今後の故障発生時の責任区分が不明確になり、包括的な性能保証を担保することが不可能になる。
以上の理由により、これらの条件を全て満たす者は、プラント製造業者である株式会社クボタとの随意契約が妥当となるが、平成22年4月1日に廃棄物処理関連機器及び施設の設計・製造・販売、アフターサービスメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境サービス株式会社

へ事業移管したため、本契約をクボタ環境サービス株式会社と締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

工事名	京都市北部クリーンセンター他整備工事 ただし、ごみピット及び資源ごみピット火炎検知装置整備工事
工事場所	京都市右京区梅ヶ畑高鼻町27番地
工事概要	<p>本工事は、京都市北部クリーンセンターの受入供給設備であるごみピット火炎検知装置、及び京都市北部資源リサイクルセンターの受入供給設備である資源ごみピット火炎検知装置について、電装部品の更新等を行うものである。</p>
工期	契約の日の翌日から令和4年3月15日まで

(内訳総括)

名 称	単位	金 額	備 考
1 直接工事費	一式	54,811,620	
2 共 通 費	一式	16,498,380	
共通仮設費	一式	1,643,484	
現場管理費	一式	6,838,868	
一般管理費等	一式	8,016,028	
工事価格	一式	71,310,000	
消費税相当額	一式	7,131,000	
請負工事費	一式	78,441,000	

種 目 別 内 訳 書

名 称	単 位	金 額	備 考
1 直接工事費	一式	54,811,620	
計		54,811,620	

中 科 目 別 内 訳 書

名 称	単 位	金 額	備 考
(1) 北部クリーンセンター			
受入供給設備	一式	24,506,760	
計		24,506,760	
(2) 北部資源リサイクルセンター			
受入供給設備	一式	30,156,060	
計		30,156,060	
(3) 発生材処分			
廃材処分	一式	28,800	
廃材運搬	一式	120,000	
計		148,800	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度大気汚染防止法に基づくクリーンセンター排ガス調査委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東レテクノ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,871,300円
- 7 契約内容
本市のクリーンセンターについては、大気汚染防止法で、排ガス中の大気汚染物質の排出規制を受けるとともに自主調査が義務付けられている。
このことから、専門的な知識・技能を有し、計量証明事業登録を受けた者に調査を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和3年度分の入札を、令和3年1月25日（公告日）から2月2日（開札日）まで実施したが応札者がおらず、再入札に付した場合、入札にかける期間が必要となり、令和3年4月の測定が実施できなくなるため。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
見積合わせにより、最も安価であったため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市南部クリーンセンター第一工場ごみ焼却炉設備閉鎖業務委託
- 2 担当所属名
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和3年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区宮原一丁目1番1号
JFEエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
73,150,000円
- 7 契約内容
南部クリーンセンター第一工場は、令和2年度末でその役目を終え廃止することとしており、廃止後の施設が周辺環境に影響を及ぼさないよう閉鎖作業を実施するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は、プラントメーカー独自の開発技術により建設されており、焼却炉等のプラント設備は特殊な構造を有しているが、これらに係る詳細な情報はプラントメーカー以外の他者には公開されていない。
本件委託は、令和3年3月末をもって廃止する南部クリーンセンター第一工場において、廃止後も周辺環境に影響を及ぼさないよう、施設内の残留物除去や煙突閉止等を行うものであるが、当該設備の稼働方法や設備構造を十分熟知し、精通しているものでなければ、本件委託業務に係る適切な手順を選定し、的確な閉鎖作業を遂行することは不可能である。
以上のことから、本件委託業務を履行できる者は、地方自治法施行令167条の2第1項第2号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-イ-イ）により、JFEエンジニアリング株式会社の1者のみであるため、同社と随意契約を結ぶものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市南部クリーンセンター第二工場プラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局南部クリーンセンター工場課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和3年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市住之江区南港北1丁目7番89号 日立造船株式会社
- 6 契約金額（税込み）
45,001,000円
- 7 契約内容
ごみの処理を行うためのプラント設備の点検，保守，整備等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は，主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり，形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって，所定の性能を発揮できるようにしたいわゆる総合プラントである。
ごみ処理施設においては，プラントメーカー自らが開発した独自技術による設備の他，プラントメーカーの設計及び設計思想の下にプラントメーカーの指示に基づき，他者が製作した設備等を使用したうえで，これら一連の設備をプラントメーカーが開発したソフトウェアで制御し，必要な性能を発揮している。したがって，ごみ処理施設の点検整備及び調整を行うためには，プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で，施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには，各々を分離することはできない。
また，ごみ処理施設の性質上，常に必要な性能を安定的に維持する必要があることから，各機器の故障を未然に防ぐための予防保全の他，故障や性能低下等の非常事態が発生したときには，故障復旧等迅速な対応が必要であるが，そのためには，各機器の構造等，詳細な技術情報及び全体を制御しているソフトウェア（プラント用電子計算機システム）についての知見を有していなければならない。
以上のとおり，本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は，他者には，公開されておらず，プラント設備に関する詳細な情報を有する者がプラントメーカーしか存在しないため，当該業者と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市廃食用油燃料化施設プラント設備保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局南部クリーンセンター工場課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市住之江区南港北1丁目7番89号 日立造船株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,950,000円
- 7 契約内容
プラント設備の保守管理

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

(1) 契約履行に必要な技術情報等

契約履行のためには、次に示す技術情報を有している必要があるが、その技術情報は、本市を含めた他者へは供与されておらず、公開もされていないため、その技術情報を有している者は、プログラム等を独自に開発した製造業者しかいない。

ア 点検時に正常に稼働するかどうかの確認を行うためには、点検対象機器の機能について正確な技術情報を有していなければならない。また、部品交換を行うためには、点検対象機器の内部構造についても正確な技術情報を有していなければならない。

イ 燃料製造プラントの各機器全体は自動制御システムに内蔵されたプログラムによって稼働しており、プログラムからの指令により制御されている。自動制御システム又は機器全体について、非正常な状態にあると判断され、原因を解析究明しようとするとき、又は不具合について修復作業を行おうとするときは、自動制御システムのプログラム内容について詳細な情報を有していなければ実施できない。

(2) 整備に必要な部品等

点検整備に必要なプログラム及び特殊部品については、製造業者が有しており、他者へは供与していない。

以上により、契約の履行に必要な条件を有している者は、製造業者のみに限られているため、製造業者である日立造船株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市南部クリーンセンタープラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局南部クリーンセンター工場課
- 3 契約締結日
令和3年7月30日
- 4 履行期間
令和3年8月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市住之江区南港北1丁目7番89号 日立造船株式会社
- 6 契約金額（税込み）
232,100,000円
- 7 契約内容
ごみの処理を行うためのプラント設備の点検，保守，整備等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は，主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり，形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって，所定の性能を発揮できるようにしたいわゆる総合プラントである。
ごみ処理施設においては，プラントメーカー自らが開発した独自技術による設備の他，プラントメーカーの設計及び設計思想の下にプラントメーカーの指示に基づき，他者が製作した設備等を使用したうえで，これら一連の設備をプラントメーカーが開発したソフトウェアで制御し，必要な性能を発揮している。したがって，ごみ処理施設の点検整備及び調整を行うためには，プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で，施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには，各々を分離することはできない。
また，ごみ処理施設の性質上，常に必要な性能を安定的に維持する必要があることから，各機器の故障を未然に防ぐための予防保全の他，故障や性能低下等の非常事態が発生したときには，故障復旧等迅速な対応が必要であるが，そのためには，各機器の構造等，詳細な技術情報及び全体を制御しているソフトウェア（プラント用電子計算機システム）についての知見を有していなければならない。
以上のとおり，本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は，他者には，公開されておらず，プラント設備に関する詳細な情報を有する者がプラントメーカーしか存在しないため，当該業者と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和3年度東北部クリーンセンター計量データ処理装置及び料金徴収システム保守管理委託

2 担当所属名

環境政策局東北部クリーンセンター

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

兵庫県尼崎市南初島町12番地の6
株式会社アセック

6 契約金額（税込み）

12,650,000円

7 契約内容

本システムを常に良好な運転状況に維持するため、各機器及びシステム全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替え、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて行う各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応（点検、部品交換、軽微な修理等）を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

点検対象機器の内部構造について必要な技術情報、ネットワークシステムを構築する各プログラムについて正確な技術情報、臨時点検・整備等契約の履行に必要な技術情報を有する者が、システムを構築した株式会社アセックに特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適しないため、株式会社アセックと随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本システムのプログラムは、株式会社アセックが独自技術を用いて構築したもので、ネットワークを介しての機器との接続、プログラムの内容等の必要な技術情報は、製造業者である株式会社アセックのみが有しており、本市を含め他の者へは供与しておらず、また公開もしていない。さらに、交換に必要なプログラム及び特殊部品についても製造業者である株式会社アセックのみ

が有しており他へは供与していない。

したがって、契約の履行に必要な技術情報をすべて有し、かつ契約の履行が可能な者は株式会社アセックに限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市東北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和3年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番7号 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
30,800,000円
- 7 契約内容
プラント機器の性能を保持するために、定期点検及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備としての保守管理委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。その中でも、焼却炉、ボイラ設備、蒸気タービン設備、排ガス設備、ソフトウェア等、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となり、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため川崎重工業株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他社には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、川崎重工業株式会社のみが本委託業務を的確かつ効率的に実施できる技術情報等を有している。したがって、契約の履行が可能な者は川崎重工業株式会社に限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市東北部クリーンセンター粗大ごみ破碎設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和3年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番7号 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,460,000円
- 7 契約内容
プラント機器の性能を保持するために、定期点検及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備としての保守管理委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。
破碎施設が所定の性能を発揮するために、許容できる劣化、損傷の範囲についてはプラントメーカー以外に公開された明快な基準がなく、破碎施設を設計・製造したプラントメーカーが独自のノウハウに基づいて判断している。したがって交換・補修等の修理を必要とする状況にあるか否かの正確な判断はプラントメーカー以外のものには不可能である。
さらに、破碎機の運転は、メーカー独自のソフトウェアを用いて制御されており、他の設備と組み合わせて、処理能力等の所定の性能を発揮しているが、この独自ソフトウェアは公開されておらず、ソフトウェアの調整にはメーカー独自の技術が必要で、建設したプラントメーカー以外の者では行うことができない。
よって、主要設備の点検・調整・修理等の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他のものでは契約を履行することができず競争入札に適さないため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他社には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、川崎重工業株式会社のみが本委託業務を的確かつ効率的に実施できる技術情報等を有している。したがって、契約の履行が可能な者は川崎重工業株式会社に限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和3年度京都市東北部クリーンセンター計装設備点検整備委託

2 担当所属名

環境政策局東北部クリーンセンター

3 契約締結日

令和3年5月31日

4 履行期間

令和3年6月1日から令和3年8月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京徳大寺町1番地
島津システムソリューションズ株式会社

6 契約金額（税込み）

14,300,000円

7 契約内容

プラント機器（計装設備）の性能を維持するため、各機器及び装置全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応（点検、部品交換、軽微な修理等）を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

各計装機器の大部分は、株式会社島津製作所が設計制作したものであり、これらの製品のメンテナンス部門を担当する島津システムソリューションズ株式会社は、独自の技術が数多く使用された計器等について原理、構造、構成部品の細部に至るまで熟知し、また、保守管理を的確かつ効率的に実施できる技術を有する者が、島津システムソリューションズ株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため、島津システムソリューションズ株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

8項「随意契約の理由」に同じ

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和3年度京都市東北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託

2 担当所属名

環境政策局東北部クリーンセンター

3 契約締結日

令和3年6月17日

4 履行期間

令和3年6月18日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区吉祥院宮の東町2番地
株式会社堀場テクノサービス

6 契約金額（税込み）

5,500,000円

7 契約内容

排ガス濃度連続分析計が所定の機能を継続して発揮するよう、各機器及び装置全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応（点検、部品交換、軽微な修理等）を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

点検対象機器の内部構造について必要な技術情報、各機器の排ガス濃度測定プログラムに関する技術情報、臨時点検・整備等、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、株式会社堀場テクノサービスに特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため、株式会社堀場テクノサービスと随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

排ガス濃度連続分析計は、(株)堀場製作所が独自技術を用いて製造したもので、機器の構造、排ガス濃度測定プログラムの内容等の必要な技術情報は、株式会社堀場製作所のみが有している。しかしながら、株式会社堀場製作所のメンテナンス部門が分社し移管した為、株式会社堀場テクノサービスにその技術情報を供与している。

交換に必要な排ガス濃度測定プログラム及び特殊部品についても(株)堀場テクノサービスのみ
に供与しており、他へは供与、公開していない。

したがって、契約の履行に必要な技術情報等をすべて有しているのは、株式会社堀場テクノ
サービスに限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市東北部クリーンセンター燃焼設備他点検整備委託
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和3年6月18日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和4年2月28日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番7号 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
71,940,000円
- 7 契約内容
大規模改修工事を実施している2号炉の燃焼設備である給じん装置と耐火物、及び余熱利用設備の蒸気タービンについて点検整備を実施するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。その中でも、焼却炉、ボイラ設備、蒸気タービン設備、排ガス設備、ソフトウェア等、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となり、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため川崎重工業株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他社には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、川崎重工業株式会社のみが本委託業務を的確かつ効率的に実施できる技術情報等を有している。したがって、契約の履行が可能な者は川崎重工業株式会社に限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市東北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和3年9月30日
- 4 履行期間
令和3年10月1日から令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番7号 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
77,880,000円
- 7 契約内容
プラント機器の性能を保持するために、定期点検及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備としての保守管理委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。その中でも、焼却炉、ボイラ設備、蒸気タービン設備、排ガス設備、ソフトウェア等、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となり、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため川崎重工業株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他社には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、川崎重工業株式会社のみが本委託業務を的確かつ効率的に実施できる技術情報等を有している。したがって、契約の履行が可能な者は川崎重工業株式会社に限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和3年度京都市東北部クリーンセンター粗大ごみ破碎設備保守管理委託（その2）

2 担当所属名

環境政策局東北部クリーンセンター

3 契約締結日

令和3年9月30日

4 履行期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番7号 清和梅田ビル
川崎重工業株式会社

6 契約金額（税込み）

5,929,000円

7 契約内容

プラント機器の性能を保持するために、定期点検及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備としての保守管理委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。

破碎施設が所定の性能を発揮するために、許容できる劣化、損傷の範囲についてはプラントメーカー以外に公開された明快な基準がなく、破碎施設を設計・製造したプラントメーカーが独自のノウハウに基づいて判断している。したがって交換・補修等の修理を必要とする状況にあるか否かの正確な判断はプラントメーカー以外のものには不可能である。

さらに、破碎機の運転は、メーカー独自のソフトウェアを用いて制御されており、他の設備と組み合わせて、処理能力等の所定の性能を発揮しているが、この独自ソフトウェアは公開されておらず、ソフトウェアの調整にはメーカー独自の技術が必要で、建設したプラントメーカー以外の者では行うことができない。

よって、主要設備の点検・調整・修理等の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他のものでは契約を履行することができず競争入札に適さないため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他社には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、川崎重工業株式会社のみが本委託業務を的確かつ効率的に実施できる技術情報等を有している。したがって、契約の履行が可能な者は川崎重工業株式会社に限られている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市北部クリーンセンターごみ焼却炉設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和3年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境サービス株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
267,300,000円
- 7 契約内容
ごみ焼却炉設備の性能維持を目的に、機器の定期点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
北部クリーンセンターのごみ焼却炉設備は完全自動化のため、中央電算室のコンピュータが設備全体の運転状況を把握し、コントロールをしている。
特に自動燃焼装置（ICC）は、製造業者である株式会社クボタが独自に行った試運転情報を基に焼却炉の空気量や関係機器の動作がプログラムされ、独自の専用ソフトウェアにより自動で所定の焼却性能や公害防止性能、発電性能等を発揮できるように機能する総合プラントになっている。
このため、ごみ焼却炉設備の安定稼働維持を目的とした保守管理委託では、総合プラントとしての性能や機能についても保証されなければならないが、本契約の履行には、①機器の構造等に関する技術情報、②各機器の自動運転プログラム等に関する技術情報を有している必要がある。
上記の技術情報等は、本プラントを独自開発した製造業者から事業移管を受けたクボタ環境サービス株式会社のみが有し、又は入手可能であることから、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため随意契約する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京徳大寺町1 島津製作所N5号館3F
株式会社島津アクセス京都支店
- 6 契約金額（税込み）
9,540,256円
- 7 契約内容
排ガス濃度連続分析計の性能維持を目的に機器の定期点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
排ガス濃度連続分析計は、株式会社島津製作所が独自技術を用いて製造したもので、排ガス濃度測定プログラムの内容、機器の構造等、契約の履行に必要な技術情報は、株式会社島津製作所のみが有している。
しかしながら、株式会社島津製作所はメンテナンス部門を持たず、唯一、株式会社島津アクセスにのみ技術情報を供与し、メンテナンス業務を実施させている。また、部品交換に必要な排ガス濃度測定プログラムについての情報及び特殊部品についても株式会社島津アクセスのみに供与しており、他へは供与していない。
上記の技術情報等は、本分析計を独自開発した製造業者から技術情報の供与を受けている株式会社島津アクセスのみが有し、又は入手可能であることから、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため随意契約する。
なお、以前は当該業務を島津システムソリューションズ株式会社が受託していたが、分社により、株式会社島津アクセスが当該業務分野を引き継いでいる。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市北部クリーンセンターDCS設備点検整備委託
- 2 担当所属名
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和3年6月1日
- 4 履行期間
令和3年8月2日から令和3年10月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京徳大寺町1番地
島津システムソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,204,000円
- 7 契約内容
ごみ焼却プラントの各機器の運転制御を行うDCS設備の性能維持を目的に、機器の定期点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
クリーンセンターのごみ焼却プラントは、様々な機器や設備が一体となって正確に動作することで性能を発揮するものであり、絶えず変化する各種流体（水、蒸気、空気等）の流量や圧力、温度等を監視し、適正な状態となるように各機器を制御している。北部クリーンセンターでは、この運転制御はDCS（distributed control system）によって行なわれている。
本委託業務にあたっては、各機器を制御しているソフトウェアと密接な関係にあることから、DCS設備の原理、構造、構成部品の細部に至るまで熟知している者でなければ履行することが出来ない。DCSは独自設計で、DCS設備の全てを掌握しているのは設計及び施工を行った者のみが有するものであるため、本委託業務を実施できるのは当該設備を設計施工した業者のみである。
DCS設備は、株式会社島津製作所が独自の技術によって設計作成した特殊製品であり、この独自技術に関する情報は、製品のメンテナンス部門を担当する島津システムソリューションズ株式会社を除き、他者には公開されていない。したがって、契約の履行に必要な技術情報をすべて有するものは、島津システムソリューションズ株式会社に限られているため随意契約する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市北部クリーンセンター2号ろ過式集じん器点検整備委託
- 2 担当所属名
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和3年8月10日
- 4 履行期間
令和3年9月17日から令和3年11月17日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号
クボタ環境サービス株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
6,600,000円
- 7 契約内容
ろ過式集じん器の性能維持を目的に、使用限界に達したろ布の交換及び定期点検を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ごみ焼却施設（クリーンセンター）は、プラントメーカー独自の開発技術による特許やノウハウ等を駆使した様々な形状寸法の特製品から構築され、様々な機器や設備が一体となって所定の焼却性能や公害防止性能を発揮できるように機能する総合プラントになっている。
ろ過式集じん器は、有害ガス処理設備を構成する装置であり、プラントメーカーの独自の思想及び技術により設計施工されている。したがって、点検整備にあたっては、施工や選定等に関する技術情報を有し、点検整備後の性能についてもプラント全体の性能保証が可能な業者に履行をさせる必要があり、施設を建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定される。
以上のことから、本来、本施設を建設したプラントメーカーと随意契約を締結するものであるが、上記の技術情報等は、本プラントを独自開発及び施工を行ったプラントメーカーから事業移管を受けたクボタ環境サービス株式会社のみが有し、又は入手可能であることから、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市北部クリーンセンター灰クレーン用油圧バケット点検整備委託
- 2 担当所属名
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日
令和3年8月16日
- 4 履行期間
令和3年9月1日から令和4年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府吹田市広芝町5番37号
株式会社福島製作所 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）
12,870,000円
- 7 契約内容
灰クレーン用油圧バケットの性能維持を目的に、機器の定期点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本契約では、灰クレーン用電動油圧式グラブバケット（以降、「油圧バケット」と言う。）のシェル（灰をつかむ部品名称。以降、「シェル」と言う。）が湿度の高い状況下で長期の使用により、広範囲にわたって発錆して著しく損傷し、毎年実施していた補修での対応が不可能な状態であるため、新規に製作し交換すると同時に油圧バケットの定期点検整備を行う。

灰クレーンの使用に当たっては、シェルの形状、寸法等に対して油圧装置の出力及びシリンダーの組み合わせが悪いとシェルに開閉する力が適正に伝わらず、焼却灰、処理灰を掴むことが困難（シェルが「閉」状態の時に隙間が発生し、焼却灰、処理灰がこぼれ落ちたり、噛みこむ力が弱い場合は掴みきれなくなったりする）になるため、本契約で製造するシェルは、当施設に設置している油圧バケットに適合する仕様でなければならない。

前述の仕様を満たすシェルを製作し交換するためには、既存の油圧バケットの詳細な技術情報（油圧装置及びシリンダーの仕様等）が必要であるが、この技術情報については他者に公開されておらず、当該油圧バケットを製造したメーカー以外では製作できないため、本製品を製造できるのは、当該油圧バケットのメーカーである株式会社福島製作所に限定される。

また、シェルと駆動装置、シリンダー等は密接な関係を有しており、所定能力を発揮し、性能を保証するためにはバケット全体の整備を含めて1者で行う必要が生じる。

以上の理由から、株式会社福島製作所と灰クレーン用油圧バケットのクラムシェルの設計及び製作、交換、油圧バケットの定期点検整備について随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度京都市東部山間埋立処分地 車両管理システム保守管理委託
- 2 担当所属名
環境政策局埋立事業管理事務所
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市東成区東小橋1丁目12番10号
シンワシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,800,000円
- 7 契約内容
京都市東部山間埋立処分地に搬入する車両を自動計量し、入退出管理を行うための車両管理システムの保守管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
車両管理システムは、一連の設備がすべて連動しており、独自のソフトウェアにより統合・制御されている。同システムを保守・点検するためには、システム全体を制御している独自のソフトウェアを含め、システム全体に関する知識、情報等を有していることが必要である。
上記の独自のソフトウェア、システム全体に関する知識、情報等は、本車両管理システムを設計施工したシンワシステム株式会社のみが有していることから、本件業務を遂行できるのは同社のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他